

星ノ谷 行秀

各位

会 社 名 株式会社芝浦電子 代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃 (コード番号 6957 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 執行役員経営管理部長

電 話 番 号 048-615-4000

## YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する 公開買付けに関する追加質問の送付に関するお知らせ

当社は、YAGEO Electronics Japan 合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。)による当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「YAGEO 公開買付け」といいます。)について、YAGEO Electronics Japan より、2025 年 5 月 28 日に提出された対質問回答報告書(以下「2025 年 5 月 28 日付対質問回答報告書」といいます。)及び2025 年 6 月 2 日に提出された公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025 年 6 月 2 日付訂正届出書」といいます。)を踏まえて、YAGEO 公開買付けの実現可能性の検証にあたり、YAGEO Electronics Japan の完全親会社である YAGEO Corporation(以下「YAGEO」といいます。)に対して、外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)に関する追加質問を送付いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2025年5月21日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買 付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」で公表しましたとおり、YAGEO Electronics Japan に 対して、当社を YAGEO が設立した中間持株会社である YAGEO Electronics Japan の完全子会社とす ることを目的とする一連の取引(以下「YAGEO 取引」といいます。)が、当社の企業価値及び株主の 皆様共同の利益に資するものか否かを判断するにあたり、YAGEO 公開買付けの実現可能性を検証す るため、YAGEO Electronics Japan による当社株式の取得に係る外為法第27条第1項に基づく届出 及び当局の審査状況に関する質問を行いました。かかる当社の質問に対して、YAGEO Electronics Japan からは、2025 年 5 月 28 日付対質問回答報告書において、2025 年 5 月 28 日時点では再度の届 出は行っていないものの、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、YAGEO 公開買付けの 買付け等の期間(以下「YAGEO公開買付期間」といいます。延長した場合も含みます。以下同じで す。)の末日までに外為法の手続きを完了できる合理的な見通しがあると考えていること、一方で、 かかる判断の理由及び経済産業省との誓約事項の協議の内容は、情報の機微性に鑑み、回答を控え る旨の回答がありました。また、2025年6月2日付訂正届出書において、YAGEO Electronics Japan は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外為法第27条第 1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理さ れたこと、及び日本の法律事務所のアドバイスに基づき、YAGEO 公開買付期間の末日までに YAGEO 公開買付けによる当社株式の取得に係る承認を取得できる見込みであることを公表いたしました。

当社は、当社の特別委員会とも協議の上、YAGEO 公開買付けの実現可能性の検証には、届出が受領されたことの確認のみでは不足しており、当該届出に関連し、YAGEO 又は YAGEO Electronics Japan が負う誓約事項及び経済産業省との協議状況の進捗を確認・検証することが必要かつ重要であると考え、本日 YAGEO に対して当該情報の提供を再度要請する貴社公開買付けにかかる追加質問 (別紙) を送付いたしました。なお、当社は 2025 年 3 月 28 日に YAGEO との間で秘密保持契約書を締結しており、YAGEO が情報の機微性を理由に、追加質問 (別紙) に対するご回答を公表できない



場合においては、当社及び特別委員会(アドバイザーを含みます。)に対して直接回答を行うよう、 YAGEO に対して要請しております。

当社は、当該質問事項に対する YAGEO からの回答も勘案の上、引き続き YAGEO 取引について真摯に検討してまいります。

以 上

YAGEO Corporation Founder and Chairman Pierre T.M. Chen 様

> 株式会社芝浦電子 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃

## 貴社公開買付けにかかる追加質問

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、2025年5月21日付で、貴社の完全子会社である YAGEO Electronics Japan 合同会社 (以下「YAGEO Electronics Japan」又は「公開買付者」といいます。) に対して、当社を YAGEO Electronics Japan の完全子会社とすることを目的とする一連の取引が、当社の企業価値及び株主 の皆様共同の利益に資するものか否かを判断するにあたり、YAGEO Electronics Japan 合同会社に よる当社普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「貴社公開買付け」といいます。) の実現可能性の検証の観点から、YAGEO Electronics Japan による当社の株式取得に係る外国為替及び外国貿易法 (昭和24年12月1日法律第228号。その後の改正を含みます。) 第27条第1項に基づく届出及び当局の審査状況に関する質問を行っておりました。

当社としては、特別委員会とも協議の上、YAGEO Electronics Japanから2025年5月28日に提出された対質問回答報告書における回答及び2025年6月2日に提出された公開買付届出書の訂正届出書における公表内容のみでは、貴社公開買付けの実現可能性の検証に必要な情報が不足しており、当該情報は、貴社公開買付けの実現可能性を検証する上で極めて重要な事項・情報であると考えているため、当該検証に際し、当社及び特別委員会が特に必要・重要と考える事項に限り、追加でご質問をさせていただきます。

本追加質問は、2025年6月12日までにご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、情報の機微性の観点から、本追加質問に対して公表情報としてご回答いただくことが難しい場合、2025年3月28日に貴社と当社間で締結した秘密保持契約書(以下「本 NDA」といいます。)に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にのみ、直接ご回答いただくことでも問題ございません。

重ねてになりますが、貴社公開買付けの実現可能性を検証する上で極めて重要な質問となりますので、ご回答いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 1. 2025年5月28日付対質問回答報告書について

- (1) 当社が 2025 年 5 月 2 日付で提出した意見表明報告書記載の公開買付者に対する質問事項のうち、1. (ご質問1)②(経産省との協議状況等に関するご質問)に対して、「公開買付者は、経産省から受領した全ての質問及び情報提供の依頼に真摯に対応し、現在までに全ての回答を完了しております。かかる当該質問等の内容については、情報の機微性に鑑み、回答を控えさせていただきます。」とご回答いただいておりますが、本 NDA に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にのみ、直接ご回答いただくことでも問題ございませんので、改めてご回答いただきますようお願い致します。また、経済産業省からの追加質問がないことを確認できているかについても、あわせてご回答ください。
- (2) 1. (ご質問1)⑥(公開買付期間の末日までに外為法の手続を完了できると考えている根拠に関するご質問)に対して、「公開買付者は、外為法の手続に関して西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からアドバイスを受けております。当該法律事務所の見解及び当該見解の具体的な根拠については、事柄の性質上、ご回答を控えさせていただきます。」とご回答いただいておりますが、この点につきましても、本NDAに基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にのみ、直接ご回答いただくことでも問題ございませんので、改めてご回答いただきますようお願い致します。

## 2. 2025年6月2日付訂正届出書について

情報の機微性の観点から、本追加質問に対して公表情報としてご回答いただくことが難しい場合、本 NDA に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にのみ、直接ご回答いただくことでも問題ございません。

- (1) 公開買付者は、外為法第27条1項に基づく届出を再度行ったとのことですが、当該届出 に関連し、貴社又は公開買付者が誓約済又は誓約することが予定されている誓約事項の内 容について、ご教示ください。また、当該誓約事項については、既に経済産業省との間で 合意済か否かについてもご教示ください。
- (2) 「公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから」との記載がございますが、「協議が着実に進んでいる」とご判断された根拠・理由、協議状況の詳細について、ご教示ください。
- (3) 外為法第27条1項に基づく届出を再度行った経緯・背景として、経済産業省からの要請に基づくものか、貴社又は公開買付者独自の判断によるものかについて、ご教示ください。
- (4) 2025年6月2日付訂正届出書の提出に関連し、貴社 HP において、「YAGEO は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる芝浦電子の株式取得に係る承認を取得できると見込んでおります。」との記載がございますが、日本の法律事務所の名称とのその見解及び当該見解の具体的な根拠を詳細かつ具体的にご教示ください。また、承認取得時期の具体的な見込みについてもご教示ください(承認取得時期の具体的な見込みがなければ、公開買付期間(延長した場合も含みます。)の末日までに、当該承認を取得できる見込みであると判断できないと考えます。)。